

高病原性鳥インフルエンザウイルスのN亜型の確定について

- ・ 島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所により性状を検査した結果、本日、N亜型が判明し、H5N1亜型(強毒タイプ)であることを確認しました。

1. 概要

- (1) 島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所により性状を検査した結果、本日、N亜型はN1亜型であることが判明し、H5N1亜型(強毒タイプ)であることを確認しました。
- (2) (独)農研機構動物衛生研究所では、引き続きウイルスの遺伝子解析等を行う予定です。

2. その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響ありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課
担当者：伏見、嶋崎
代表：03-3502-8111(内線 4581)
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/>